

広域窃盗犯ブロック捜査要綱の制定について

(昭和55年 8月25日甲通達捜三第41号)

広域・スピード化に加えて常習化している窃盗犯罪に対処し、組織捜査体制を強化するため、広域窃盗犯ブロック捜査の実施に関し必要な事項を定めたもので、主な規定項目は、次のとおりである。

運営上の心構え

ブロックの編成

ブロック捜査員の任務

ブロック捜査の推進